

道路工事施行承認書

※申請書と内容が同じ箇所は記入の上、提出お願いします。

〒 617-8665
 住所 向日市寺戸町中野20
 氏名 向日 太郎
 担当者 向日 花子
 TEL 075-922-6587

施工目的	住宅建築に伴う道路整備		
施工場所	路線名	市道第〇〇〇〇号線 (車道) 歩道・その他()	
	場所	向日市 〇〇〇 町 〇〇 地内	
工事概要	工事種別	施工数量	
	自由勾配側溝 300×400	L= 〇〇m	
	アスファルト舗装 t=5cm	A= 〇〇m ²	
工事の期間	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から	〇〇 日間	
	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで		
施工方法	直営・請負		
	施工業者 住所	向日市寺戸町中野20	
	業者名	向日ひまわり〇〇会社	
	担当者	向日 次郎	
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
<p>道路工事施行承認について</p> <p style="text-align: right;">令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日</p> <p style="text-align: right;">第 〇〇 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">道路管理者 向日市長 安田 守</p> <p>別紙条件を付して、上記のとおり承認する。</p>			

この道路工事施行承認について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この承認書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に京都府知事又は向日市長に審査請求をすることができる。(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決又は決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、向日市を被告として(訴訟において向日市を代表する者は向日市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、この許可書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)